

事業系ごみ処理手数料値上げへの対応

【経緯】

新中間処理施設稼働に伴う手数料改定により、事業者の負担増加が見込まれる。
本市としては事業系ごみ減量となる取組の実施により、間接的に事業者の負担軽減を目指す。

【事業者アンケート結果より】

市内事業者を対象に、主に排出する事業系ごみの分類や取り組みそうな減量策についてアンケートを実施し集計したところ、下記のような回答の傾向となった。

- ① **飲食業以外の業種**では、“**古紙類**”の排出割合が最も多い
- ② **飲食業**では、“**動植物性残渣(生ごみなど)**”の排出割合が最も多い

【減量施策の検討案】

① 古紙類の減量策(案)

飲食業以外の業種を対象とした減量施策

施策については検討中

- ・ 町会・自治会が実施している古紙集団回収との連携 など

② 動植物性残渣の減量策

飲食業を対象とした減量施策

事業系生ごみ処理機購入助成

事業系生ごみ処理機の購入助成によりごみの減量及び事業者の負担軽減を目指す

○ 概要

実施期間 令和6年10月1日～令和9年3月31日

対象事業者 市内に事業所がある商業・サービス業に分類される小規模事業者
※小規模事業者：常時使用する従業員が5人以下

助成額 購入費用の2/3を助成(ただし、上限33万円)

(実施期間、対象事業者について)

ごみ処理手数料改定によりごみ処理経費が増大することが想定され、特に経営規模の小さな事業者ほどその影響は大きくなると考えられる。そこで、本来、事業系ごみは事業者自らが処理するものではあるが、激変緩和策として手数料改定から3ヶ年度という期間限定で支援を行う。

○ 周知方法

- ・ 広報むろらん、各種SNS、室蘭市ホームページ、各施設へのチラシ設置
- ・ かいぎしょ情報(室蘭市商工会議所の広報紙)
- ・ テクノセンター会員向けDM便